

第 1 4 6 3 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 3 年 5 月 1 8 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 5 5 分

場所 教育委員室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第1号 平成24年度使用県立高等学校教科用図書採択の基本方針について
(高校教育課)

第2号 平成24年度使用特別支援学校高等部用教科用図書採択の基本方針
について(特別支援教育室)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第8号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について
(義務教育課・高校教育課)

第9号 平成23年度ふるまい向上プロジェクト事業「子どもの食育・生活
習慣づくり」推進フォーラムについて(保健体育課)

第10号 平成22年度学校給食の食材仕入れ状況調査の結果について
(保健体育課)

————— 以上原案のとおり了承

－非公開－

(報告事項)

第11号 平成23年春の叙勲内示について(総務課)

第12号 平成24年度職員採用計画について(総務課)

————— 以上原案のとおり了承

II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】
北島委員長 渋川委員 安藤委員 山本委員 土田委員 今井教育長
- 2 欠席委員
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
金築教育次長	全議題
米山教育次長	公開議題
三島教育センター所長	公開議題
大矢総務課長	全議題
植田総務課上席調整監	公開議題
林総務課調整監	公開議題
黒崎教育施設課長	公開議題
小林高校教育課長	公開議題
長野県立学校改革推進室長	公開議題
助川特別支援教育室長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題
清井生徒指導推進室長	公開議題
細田保健体育課長	公開議題
菅原健康づくり推進室長	公開議題
野津社会教育課長	公開議題
松本文化財課長	公開議題
若槻世界遺産室長	公開議題
西尾古代文化センター長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
飯塚教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

佐藤総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
大島総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	3件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	2件
	その他事項	0件
署名委員	渋川委員	

(議決事項)

第1号 平成24年度使用県立高等学校教科用図書の採択の基本方針について(高校教育課)

○助川特別支援教育室長 冒頭、議決事項の中身に入る前に、教科書採択の手続について簡単にご説明する。資料1の3、1の4をご覧ください。まず、教科書の採択については設置者が採択することとなっている。小学校・中学校については市町村教育委員会が採択することになるが、県教育委員会が採択地区を設定しており、その地区ごとに採択を行っている。島根県では5つの教育事務所ごとに採択地区を設定しており、その採択地区の市町村が協議し1つの教科書を採択することになる。県立高等学校・特別支援学校については、各学校の希望を聞いた上で県教委が採択することになる。小・中学校の特別支援学級及び特別支援学校では、児童生徒の障がいの状態が一人一人違うので個々の児童生徒ごとに教科用図書を採択することになる。従って小・中学校の特別支援学級については、採択地区に関わらず、各学校の希望を聞いた上で個々の児童生徒ごとに市町村教育委員会が採択する。

続いて、各年度に発生する事務や作業についてご説明する。採択事務を行う年度については、小学校、中学校の通常の学級は、一度採択をした場合、法律に基づき、4年間継続して同一図書、同一教科書を使うこととなっている。小学校は昨年採択の事務を行ったので、平成23年度から26年度まで同一教科書を使い、次回の採択事務は26年度に27年度以降使う教科書を採択することとなる。中学校は1年遅れて今年度に来年度以降使う教科書を採択する。高等学校については、平成24年度から新教育課程の理科・数学が学年進行で実施されるので、今年度の事務としては、来年度から新課程となる1年生の理科、数学の採択と、現行課程の2年生向けの教科書採択が行われる。また、特別支援学校と小・中学校特別支援学級については、個々の子どもごとに状態が違うので毎年度採択事務を行う。

続いて今年度の採択の流れについてご説明する。小学校、中学校、あるいは特別支援学校小・中学部、小・中学校特別支援学級の教科用図書を採択するに当たっては、事前に県教委で設置する教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならない。4月と6月に開催される選定審議会において、採択に関する基本的な方針や選定に必要な資料が審議され、その後、6月の教育委員会にお諮りし決定していただく。これを踏まえて、7月までに各学校から希望が報告される。中学校も含め、8月までには採択権者において採択することとなる。

また高等学校及び特別支援学校高等部については選定審議会を経る必要はないので、本日の教育委員会において採択に関する基本的な方針、留意事項についてお諮りする。そしてそれを各学校に伝え、各学校が選定を行い県教育委員会に報告、そして県教育委員会が8月に採択することとなる。その後、県立学校については9月の教育委員会で選定結果を報告する。

○安藤委員 4年という採択のサイクルは決まってるのか。

○助川特別支援教育室長 政令で4年間と定められている。

○安藤委員 4年の中途に、実際に使ってみた現場での反応等を審議する場というのはあるのか。

○助川特別支援教育室長 基本的にそのような場はない。万が一、使用教科書が廃刊となったような場合には残りの何年間かについて新しい教科書を採択することはできるが、基本的には4年間継続して同じ教科書を使うことになる。

○小林高校教育課長 続いて議決第1号平成24年度使用県立高等学校教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

採択の基本方針として、採択は、文部科学省の「高等学校用教科書目録(平成24年度使用)」に記載されている教科用図書の中から選ぶこととする。ただし書きの「学校教育法附則第9条」とは、検定済みの教科書や文部科学省著作の教科書がないとき、特別な場合に限ってこれ以外の教科用図書を使用することができるという規定であり、同附則に基づき教科書を選ぶ場合は教育目標の達成上必要なものを採択するというをいっているが、実際にそのようにして採択することはほとんどない。ただし、例外的に、各学校で通常の教科書にないような学校設定科目の授業を行う場合は、このただし書きを適用したいと考えている。2つ目、校長の意見を聞いた上で

県教育委員会の責任において行う。3つ目、各学校の特色、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるか考慮した上で厳正に行う。高校は、学科や生徒の進路志望、学力の状態等もろもろ勘案する必要があるので、それらと各学校の教育課程が適合しているのかを考慮した上で厳正に行うということである。

採択に係る留意事項については、生徒の実態等を踏まえ最も適した教科用図書を採択するために、採択の基本方針をもとにし、高校の現場はもちろん教育委員会としても教科書研究の充実に努めること。また、適正かつ公正な採択の確保の観点から、教科用図書発行者等の過大な宣伝行為等、外部からの影響に採択結果が左右されること。この2つを留意事項として考えている。

続いて採択の流れについてご説明する。議決後、各高校は基本方針を踏まえて検討の上、教科書を選定し、教育委員会へ希望を報告する。教育委員会の指導主事を中心としてそれを調査、研究し、適切かどうか審査を行う。場合によっては指導、助言をして選定の変更を求める場合もあるが、検定済み教科書を採用しているので、実際には変更を求めるようなことは余りない。変更が必要な場合は改めて指導し再報告を求める。その後、県教委として採択し、各学校へ採択決定を通知する。

○山本委員 各学校で検討して教科書を決めることになっているが、小規模校で科目によって専任の教員がいない場合はどう対応するのか。

○小林高校教育課長 授業がある限り専任教員は必ず1人はいる。学校によっては1つの科目に1人しかいない場合もあるが、教務主任や教頭、また校長が最終的に責任を持って決定している。

○安藤委員 益田高校の元校長から、かなり易しい、わかりやすい教科書を使うことで学力向上を目指そうとされていたことを聞いた。各学校で教科書を選ぶ際に、他校との情報交換等の場があるとよいのではないか。

○小林高校教育課長 小・中学校とは違い、高校は学校によって採択する教科書がまちまちである。高教連のように各教科の研究を行う組織の活動や、教科リーダー養成事業等の研修において、教科書の情報交換を行うことはあると思われる。ただし、同じ学校でも生徒の学力の状態は様々であるので、全ての生徒に見合うような教科書を選ぶのはかなり難しい状況にあると思う。

○渋川委員 高校によっては中学校の学び直しのようなクラスもあるようだが、その場合、中学校の教科書を使うのか、それとも高校の易しい教科書を使うのか。

○小林高校教育課長 新しい学習指導要領ではそういった趣旨のことがある。教育委員会の学力向上事業においても中学校と高校をつなぐことを一つのテーマとしている。いきなり高校の教科書の内容を学ぶのは非常に厳しい状況があるため、21年度から、指定校で通称ブリッジ教材、橋渡し教材というものを自主的に作って、県下の他の高校に配るという取り組みを行っている。場合によっては教科書以外のいわゆる副教材を使って橋渡しをするということも行っている。

○土田委員 採択する年と、実際に教科書が配布される翌年では、指導教員が変わる場合もあると思うが、新しい指導教員としては違う教科書が良かったというときでも、考慮の余地は一切ないのか。

○小林高校教育課長 個人的な教員の感想としてはあると思うが、教員はプロであるので、教科書を教えるのではなく、教科書で教える。足りないところは適宜補うことで対処している。

○山本委員 「採択に係る留意事項」にある「教科用図書の発行者からの圧力」については、現実にあるものなのか。

○小林高校教育課長 教科書会社の方が営業で高校を訪問することはよくある。小・中学校は地域ごとに採択するので、ある教科書が採択されると非常に影響が大きいですが、高校においてはそのような影響力はないこともあってあまり圧力めいたものはないと思う。

学校に対しては、少なくとも3種類以上の教科書を候補に挙げてどのようにして選んだかの報告を求めている。

○今井教育長 安藤委員から易しい教科書について話があったが、教科書によって難易度は違うものか。

○小林高校教育課長 全く違う。例えば英語の授業に関して、専門高校と普通高校では週の時間

数が全く違うので、教科書の量・内容とも違ってくる。

○今井教育長 例えば普通高校の中でも採択する教科書によって難易度は違うのか。

○小林高校教育課長 違っている。多い教科になると10何種類の教科書がある。教科書会社も自社の特色を出そうとしており、難易度もそれぞれで違っている。

――原案のとおり議決

第2号 平成24年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について (特別支援教育室)

○助川特別支援教育室長 議決第2号平成24年度使用特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

先程の高等学校用の教科用図書の採択の基本方針と考え方は基本的には同じであるが、若干高等学校と異なっているところもある。(1)に関して、特別支援学校高等部についても文部科学省作成の「教科書目録」があるが、高等学校用・中学校用・小学校用あるいは特別支援学校の小学部・中学部・高等部向けのそれぞれの目録から適当なものを採択することができる。また、文部科学省や県教育委員会で作成している目録に掲載された教科書等以外の本で有用なものを採択することも可能である。原則として目録等に登載されている図書のうちから採択しなければならないが、一人一人障がいの状態は全く異なるので、校長が適当と判断した場合は、目録等に乗っていない本を採択することも可能である。高等学校については教科書目録に乗っていない本を採択することはほとんどないとのことであったが、特別支援学校においては個々の障がいに応じてリストに乗っていない本を採択してほしいという希望が出てくることもあり、内容を確認した上で採択することはある。

(2)については高等学校と同様である。

(3)について、特別支援学校は生徒一人一人に応じた教育課程を組んでおり、それに適合した教科書の使用が必要となるため、特に生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性について明記している点が高等学校と異なっている。

採択に係る留意事項及び採択の手続については、高等学校と同様である。

――原案のとおり議決

(報告事項)

第8号 平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について (義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第8号平成24年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

まず実施方針については、教員としての資質、能力及び適性等を多面的、総合的に評価することができるよう、筆記試験のほか実技試験、面接試験等を行うこととし、また、採用数については、教員定数の動向等を考慮し、長期的な展望に立って計画的に策定することとしている。

今年度の試験の改善点についてご説明する。1つ目、小学校について中学校数学・理科免許所有者の採用枠を新設することとしている。小学校の教員になるには、基本的には小学校免許状を持っていればよいが、今回、小学校免許状に加えて中学校の数学又は理科の免許状を持つ者の採用枠を設け、理数の専門家を計画的に採用しようと新設したものである。理由としては、児童生徒の理数離れがある。本県の場合、理数離れの傾向は顕著ではないが、学年によっては他教科と

比べ全国との開きがある。数年前、教育センターが一部教員に対して行ったアンケート結果からも、小学校教員に理科の授業に対する苦手意識があることが分かっている。平成22年度の小学校教諭2,307名中、教科毎の免許状所持者は国語18%、社会16%に比して数・理は各9%と半分程度の割合しかなかった。更にこの3年を見ても、小学校採用者の中で数学の免許状を持っている者は3.3%、理科が5.4%であり、このままでは更に専門家が減っていくことが危惧される。以上から理数教育の一層の充実を目指し、今回の採用枠を設け今後計画的に専門家の確保をしていきたいと考えている。年齢等資格については年齢45歳未満、小学校教諭の普通免許状を有する者で、かつ数学又は理科の中学校教諭の普通免許状を有する者としている。

募集人数は、小学校教諭70名程度のうちの2割強、15人程度である。試験の内容、職務内容は一般の小学校教諭と同様のものとしている。

こうした枠を設けたとしても、すぐに受験者が増えて採用できるということにはならないかもしれないが、少なくとも現在免許を取得している者や養成大学に対してしっかりアピールしたいと考えている。全国では茨城県が一昨年からこのような枠により採用しているが、本県は2番目のようである。

その他、優秀な人材の確保に引き続き努力するというので、小・中学校の石見・隠岐地域限定採用枠、昨年度新設の中学校の特別支援教育担当枠、特別支援学校小学部の石見地域限定採用枠、昨年度から外数としている身体に障がいのある者を対象とした選考、最後にシニア枠すなわち経験者枠を設けたいと考えている。

採用予定者数は一覧表をご覧いただきたい。小学校は区分Ⅰ全県枠42人程度と区分Ⅲ地域限定枠28人程度で合わせて70人程度。70人のうち理・数の免許所持者が15人程度。中学校は区分Ⅱ全県枠20人程度で、プラス若干名とあるのは特別支援教育担当者枠で外数としており、区分Ⅳ地域限定枠10人程度で、合わせて30人程度プラス若干名になる。区分Ⅴの5人程度は、地域限定の経験者枠であり区分Ⅲと区分Ⅳの内数である。高等学校23人程度、特別支援学校18人程度、特別支援学校の地域限定枠が若干名としている。養護教諭15人程度、栄養教諭3人程度。区分ⅩⅠはシニア枠、経験者枠であり内数で若干名。区分ⅩⅡは障がい者を対象とした募集枠で外数で若干名。全体として159人程度プラス若干名で、昨年より12名の減となっている。

第1次試験は、7月16日に受験者全員を対象として松江北、東高等学校で一般教養、教職教養、専門教養を行う予定としている。7月17日か18日いずれかの日にくにびきメッセで面接を行う。結果については8月9日に発表する予定である。第2次試験は小論文、適性検査、面接、模擬授業、実技を行う。期日は8月28日から9月2日までであり、2次試験の結果発表を9月30日に予定している。

出願期間は5月20日から6月1日まで、願書等は以下の場所で配布している。パンフレットは既に3月20日から配布しており、要項の請求方法等も周知しているところである。5月8日、14日、15日と県内5カ所で説明会を行い320名程度の参加があった。若干昨年より少なくなったがかなり多くの方に参加していただいているところである。

○土田委員 シニア枠の新設は大変よいことだと思うが、退職後相当年数が経っている者で、理数の免許を持っている者もシニア枠の対象となるのか。

○矢野義務教育課長 シニア枠は昨年から設けており、昨年は12名採用、今年4月からは5名採用している。このシニア枠は、高等学校は農業、工業、水産に限定しているが、それ以外の区分については特に教科等の制限はない。要件としては年齢が40歳以上55歳未満、該当の免許状を持っており、正式採用又は常勤講師等として5年以上の勤務経験があれば、この枠で応募できる。

○土田委員 シニア枠ということで広く門戸を開いてるということか。

○山本委員 新たに小学校高学年からの英語教育が始まるが、理数と同様に、英語の採用枠を設ける予定はないのか。

○矢野義務教育課長 新たに週1時間の英語授業が入ってくるが、小学校ではかなり以前から独

自に英語教育に取り組んでいる学校もあり、かなり研究を積んでいるので準備は万端であると思う。小学校では英語の専門知識よりも英語に親しむという側面もあり、ALTを活用する等して取り組んでもらっている。

○北島委員長 2点回答いただきたい。理数系を増やすために茨城県に次いで特別枠を設けるということは、全国的に見て島根県は理数系が劣っているとの判断をしているのかが一つ。また、島根県は倍率が高いので非常に優秀な者が採用されていると思うが、そうやって採用されても、不祥事を起こしたり、心の病で休みがちになったりというような例がなくなる。成績優秀であったり授業がうまいことは非常に大事だが、精神的なタフさを見る機会はあるのかが一つ。

○矢野義務教育課長 1点目について、全国学力調査等の結果を比較して、特に理数が劣っているということはない。小学校の場合、半分以上の学校に理数の専門教員がいない状況にあり、理数教育、特に実験、観察の準備が必要な理科については深く取り組めないという教員側の悩みもある。バランスよく指導するためには、少なくとも国語、社会、体育と同じ10数%のレベルまで必要であると考えている。特に医師確保の観点からも、理数方面の力を伸ばしていくことは必要である。

2点目、精神的な強さについて、試験の実施はなかなか難しい。いわゆるメンタルの疾患で休む者の年齢は、顕著な傾向があるわけではないが、採用されてすぐ休みがちになるということはほとんどない。10年、20年経った頃に気持ちが向かえなくなる場合が多いようなので、その間の環境や指導が非常に大事になると思う。その辺は校長研修会等で学校経営のあり方に含めて話をしており、組織全体での防止に取り組むようにしている。

○土田委員 23年度の採用実績はどうなっているか。

○矢野義務教育課長 昨年の採用実績は、小学校が募集80人に対して採用81人、中学校が募集30人に対して採用29人、高等学校が募集20人に対して採用20人。特別支援学校が募集20人に対して採用17人、養護教諭が募集18人に対して採用15人、栄養教諭が募集3人に対して採用2人であった。辞退する者もいるため、名簿登載者数は採用数より多い場合もある。

○土田委員 来年度の募集が70人程度というと、実際の採用は70人ちょうどで切るのはなく、70数人程度になる等、その位の許容範囲の採用となるか。

○矢野義務教育課長 そのようになる。

○土田委員 来年度は東日本大震災の影響で人口移動が相当予想される。島根は地震が起こる可能性が低いということで、関東・東北周辺から島根へ移って生活したいという教員志望者もいると思う。島根県の教職員採用の倍率は非常に高いが、来年度については島根県出身でなくとも門戸を開くことは考えているか。

○矢野義務教育課長 採用については居住地や学歴は全く問題としていない。要件としているのは年齢と免許状だけであるので、それだけで選考している。

○山本委員 例えば、中学校で体育の免許は持っていないが趣味でスポーツをやっており、部活の指導等はできそうな場合は、面接時にその点を加味して採用するのか。それともそういったことは余り加味しないか。

○矢野義務教育課長 願書には特技等を自己申告する欄があり、特に全国レベルの大きな大会で成績を納めたような場合は記入するようになっているが、やはり最優先するのは、教科指導の能力である。

○北島委員長 体育と国語等、免許状を複数持つてる者は有利ということか。

○矢野義務教育課長 免許状についてはそうである。

○渋川委員 先程メンタルの話がされたが、採用されて途中で辞める人はいるのか。

○北島委員長 採用、合格をして辞退をするということですか。

○渋川委員 看護職員の場合、1年以内で辞職する者が少なくなく問題になっている。学校教員、公務員の場合は1回就職するとある程度は頑張るのかと。

○矢野義務教育課長 全体としては辞職者は極めて少ない。特に採用されてしばらくは、例えば結婚して他県に移り住むといった事情で辞める者を除けば、ほとんどいない。

- 渋川委員 教員はメンタル的に強い人が多いのかもしれない。
- 山本委員 試験日は全国的に統一されており、1つしか受けられないのか。
- 矢野義務教育課長 全国的に見ると、島根県は1次試験を7月20日頃に行っている。2次試験は、従前は9月半ば頃に行っていたが、現在は全国的にも早い、8月の終わり頃に行っている。特に意図してるわけではないが、中国地方は大体同時期に行う傾向がある。他県では早いところは7月初めから行うところもある。従って複数受けることは十分に可能である。

――原案のとおり了承

第9号 平成23年度ふるまい向上プロジェクト事業「子どもの食育・生活習慣づくり」推進フォーラムについて（保健体育課）

○菅原健康づくり推進室長 報告第9号平成23年度ふるまい向上プロジェクト事業「子どもの食育・生活習慣づくり」推進フォーラムについてご報告する。

食育月間6月の食育の日がちょうど日曜日に当たるため、6月19日、松江テルサを会場に健康福祉部と共催で当該フォーラムを開催することとした。子どもたちの食習慣、生活習慣を確立することはすべての学びを支える基盤であるという考え方のもと、当室はさまざまな取り組みを進めてきたが、昨年度から事業の対象を児童生徒、そして小・中、高等学校及び保護者から、保育園、幼稚園の園児とその保護者に拡大し、またPTA等を委託先としたモデル事業を展開している。まずは子どもの食育、生活習慣づくりにかかわる人たちがどのように手を携えていけばよいかを考える機会とするためのフォーラムである。

フォーラムでは木村まさ子氏を基調講演講師にお迎えする。木村氏は、食べることは命を大切にすることにつながる、あるいは、いただきますの大切さといったようなテーマで、各地での講演や著作活動を行っておられる。事例発表については、昨年のモデル事業の指定8団体のうち、松江市立恵曇小学校PTA及び石見東小学校の2団体の取り組みを発表する。また、企業の立場からの食育推進の取り組みもご発表いただく。

昨年の当該フォーラムには委員の方々にも多数ご参加いただいたので、ぜひ今年度もご参加いただきたい。

○今井教育長 事例発表される「みしまや」ではどんな取り組みをされているのか。

○菅原健康づくり推進室長 店舗で島根県の産物等の調理方法を説明される等、地産地消の取り組みを進めておられる。事例発表では、店舗での活動の一端をご紹介される予定である。

――原案のとおり了承

第10号 平成22年度学校給食の食材仕入れ状況調査の結果について（保健体育課）

○菅原健康づくり推進室長 報告第10号平成22年度学校給食の食材仕入れ状況調査の結果についてご報告する。

学校給食に地場産物、地元の産物、あるいは県内産のものを利用することは、子どもたちに安全で新鮮な食材を提供し、食べる喜びや自然の恵み、生産に携わる人々への感謝の心を育む等、子どもたちの健全な心身の育成に大変有意義である。本県では学校給食において安全で新鮮な地元産品を提供することを推進しており、毎年学校給食における地元産の食材仕入れ状況を調査することにより、現状を把握するとともに、地産地消の推進方法を検討する資料としている。

平成19年度から今年度まで5年間の計画である島根県食育推進計画では、学校給食における地場産物の活用割合の目標値40%としているが、21年度に続き、22年度もその目標値を達

成することができた。調査対象は、県内に86場ある、市町村及び県立学校の共同調理場及び単独調理場である。調査期間は22年度の6月第3週及び11月第3週の各5日間であり、この間に献立に使用した食品のうち、11品目に関して、地元産・県内産食品の使用割合を調査している。

調査結果については、昨夏の猛暑等により地場産物の活用に影響を受けた時期もあり、21年度の40.4%から0.3ポイント減とはなったが、島根県食育推進計画に定めた40%の目標値は一応達成できた。米と牛乳は100%県内産である。卵と野菜も割合が高いが、野菜類は猛暑の影響を受け、昨年度比2.7ポイントの減だが、何とか努力でそれだけにとどまった。豆類、芋類もやはり猛暑の影響で未達成になっている。肉類の活用については、平成17年度比で10.2ポイントも増えており、地元のもものが活用されている。特に野菜生産者グループからの供給体制が整っている市町村や、地場産物の活用について独自で目標を立てている市町村は割合が高いという結果になっている。

今後の対応としては、調査結果を市町村の担当者及び学校給食の共同調理場長、栄養教諭等の研修会において周知する機会を設け、各地域における課題や取り組み事項等を検討材料として活用していただく。併せて市町村や県農林水産部等との連携の一層の強化を図りたい。また、今年度から、食育月間の6月と、しまね教育の日ウイークのある11月をふるさと給食月間という名付け、特に学校において食に関する指導、食育を充実し、地場産物の活用について努力する月間にしたいと考えている。

○土田委員 相当以前から地産地消をPRしているが、島根県は非常に海辺の長い、また中山間地域が多い地形にも関わらず、魚介類や肉類の活用割合が極端に低いのは何故なのか。また、活用割合は、総カロリーで算出するのか、それとも使用重量等で算出するのか。その2点について伺いたい。

○菅原健康づくり推進室長 1点目、例えば魚介類については、隠岐近海で捕ったものでも境港で水揚げすると鳥取産になってしまう等の問題点はある。大きな調理場になると数がそろわないという話も聞くので、学校給食への提供が少ないという点は解決しなければならないと考えている。2点目について、活用割合は献立中の食品数から算出している。例えば、ニンジンがサラダとみそ汁に使ってあれば、ニンジンは2とカウントする。重量ベースではない。

○土田委員 献立に少しでも使ってあればカウントするのか。

○菅原健康づくり推進室長 そうである。農林水産部等は需要と供給の関係で重量ベースで算出しているが、教育委員会では、食育という学校教育の立場で取り組むので食品数ベースで算出している。

○土田委員 この結果は、各市町村教育委員会から給食センターへフィードバックしているのか。極端に活用割合が低い品目があるが、どのような指導をされているか知りたい。

○菅原健康づくり推進室長 研修会で話をする等、市町村の調理場等にもフィードバックしている。栄養教諭に確認してみたが、時期的な問題で欲しい食品の仕入れができないとのこと。その辺りの体制を構築したいと考えている。

○今井教育長 例えばJAとの提携でできるような仕掛けがあるのではないかと。

○山本委員 例えば品目を絞って必ず地場産物を提供してもらうように、JAやJFと連携することは可能ではないか。但し、数が多くなると逆に補助金出して作ってもらうような事態になるので非常に難しい。

○北島委員長 県内産品の流通が少ないという全体状況の中で、給食だけ地産地消をとというのは、難しい問題かもしれない。

○土田委員 今回は食べ物に関してであるが、自宅の新築に関しては県産材を使う等、様々な分野で県産品を利用するよう県で指導されている。地産地消に関しても活用割合が低いということになれば、色々なやり方で指導に取り組んでほしい。

○北島委員長 やりようによっては何かできるのではないかと。

○渋川委員 値段はどうなるのか。

○山本委員 地場産は値段が少し高くなる。農林水産からの補助金を使って、給食費は上げずに県内産と県外産の差額を埋める等の支援も必要なのではないか。

○菅原健康づくり推進室長 今まで連携と言いながらあまり連携が進んでいない。邑南町や川本町のように、調理場と生産者が連携して一生懸命取り組んでおられるところもある。農林水産部の圏域ごとの会や、生産者と給食調理場等関係者との協議の場へ積極的に参加し、情報収集していきたい。

○北島委員長 県外産は外国産も含まれるか。

○菅原健康づくり推進室長 多少含まれるが、国内産を使いたいという傾向はある。県の学校給食会を通じて仕入れるものの中には、牛肉等はニュージーランド、オーストラリアがあるが、それ以外は大体国内産だと聞いている。

――原案のとおり了承

北島委員長：非公開宣言

―非公開―

(報告事項)

第11号 平成23年春の叙勲内示について(総務課)

――原案のとおり了承

第12号 平成24年度職員採用計画について(総務課)

――原案のとおり了承

北島委員長：閉会宣言 14時55分